

強化モニタリング対象国・地域

2020年6月30日

(仮訳)

強化モニタリング対象国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥に対処するためにFATFと活発に協働している。ある国をFATFが強化モニタリング対象に据えることは、その国が、特定された戦略上の欠陥を合意した期間内に迅速に解決することにコミットし、強化モニタリング対象に服することを意味する。このリストは対外的に、しばしばグレイリストと呼ばれる。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された戦略上の欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、合意したアクションプランの迅速かつ提案された期間での履行を要請する。FATFは、これら国・地域のコミットメントを歓迎し、進捗状況を注意深く監視する。FATFはこれらの国・地域に対する強化された顧客管理の適用を求めるが、加盟国に対し以下に提示するリスク分析に関する情報について考慮することを懇意とする。

FATFは、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥を有する、更なる国・地域の特定を継続していく。未だ多くの国・地域が、FATF及びFSRBによる検証を受けていない。

4月28日、強化モニタリング対象国・地域のリストに対するレビュー・プロセスの全般的な一時休止を決定した。

• [FATF extends its assessment and follow-up deadlines in response to COVID-19](#) (28 April 2020)

FATFは、従前の予定通りに継続することを要求したモンゴル及びアイスランドを除く対象国・地域に対して、4ヶ月の期限延長を行った。その結果、FATFは、モンゴル及びアイスランドに対してのみレビューを行い、バーチャル会合を実施しその議論の結果は下記のとおり※である。

※モンゴル及びアイスランドの状況については、原文参照。

2020年2月に採択された強化モニタリング対象国・地域に対する声明は、当時特定されたその他の対象国・地域について引き続き有効である。

- ・アルバニア
- ・バハマ
- ・バルバドス
- ・ボツワナ
- ・カンボジア
- ・ガーナ
- ・ジャマイカ
- ・モーリシャス
- ・ミャンマー
- ・ニカラグア
- ・パキスタン
- ・パナマ
- ・シリア
- ・ウガンダ
- ・イエメン
- ・ジンバブエ

これらの対象国・地域の詳細に関しては 2020 年 2 月に採択された声明を参照されたい。しかしながら、その声明は対象国・地域の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではないことに留意されたい。

- ・[Jurisdictions under Increased Monitoring – 21 February 2020](#)

※各国の状況については、原文参照。

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20200319_3.pdf

(以 上)